

## 葉山町風水害時宿泊施設利用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が避難情報を発令した際に分散避難を促進し、指定緊急避難場所等の過密状態の緩和を図ることを目的に、宿泊施設を利用するために要する経費に対し、予算の範囲内において葉山町風水害時宿泊施設利用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、葉山町補助金等交付要綱（昭和45年6月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難情報とは、内閣府（防災担当）が策定した避難情報に関するガイドラインに規定する警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）及び警戒レベル5（緊急安全確保）をいう。
- (2) 宿泊施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。
- (3) 宿泊費とは、宿泊施設を利用するために要した宿泊料（消費税を含み、食事に要した経費及び宿泊施設との移動に要した経費を除く。）をいう。
- (4) 妊婦とは、町が避難情報を発令した際に妊娠中の者をいう。
- (5) 障害者とは、身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、療育手帳Aに該当する者及び精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者をいう。
- (6) 要介護者とは、要介護認定の結果が要介護1から5までに該当する者をいう。
- (7) 妊婦等とは、妊婦、障害者及び要介護者をいう。
- (8) 妊婦等同行者とは、妊婦等が避難する際に同行し、介助等を行う同居家族をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第5条に規定する事前登録により登録された者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内の土砂災害警戒区域内、洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内に居住し、かつ、避難情報が発令された日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者
- (2) 町内に居住し、かつ、避難情報が発令された日現在において住民基本台帳法により記録されている者で、妊婦等及び妊婦等同行者に該当する者

2 前項各号の規定にかかわらず、事前登録申請時及び交付申請時に町税等を滞納している場合は、補助金を交付しない。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、避難情報発令時に、補助対象者が宿泊施設に避難した際の宿泊費とする。

2 補助金の額は、一泊につき補助対象者が現に宿泊施設に支払った補助対象経費の2

分の1の額(1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、5,000円を限度とする。

(事前登録)

第5条 補助対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を当該補助事業の対象となる宿泊を実施する日以前に町長に申請し登録しなければならない。ただし、妊婦等及び妊婦等同行者は除く。

(1) 葉山町風水害時宿泊施設利用補助金事前登録申請書(第1号様式)

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否の決定をしたときは、町の登録簿に登録(非登録)し、葉山町風水害時宿泊施設利用補助金に係る補助金対象者登録(不登録)通知書(第2号様式)により申請者へ通知するものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業の対象となる宿泊が生じた日から3か月以内に町長に提出しなければならない。

(1) 葉山町風水害時宿泊施設利用補助金交付申請書(第3号様式)

(2) 葉山町風水害時宿泊施設利用補助金に係る宿泊証明書(第4号様式)又は宿泊施設の所定の様式による宿泊証明書原本(氏名が記載されたものに限る。)

(3) 宿泊施設の発行する領収書原本(氏名が記載されたものに限る。)

(4) 振込先の銀行口座の確認書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、葉山町災害時宿泊施設利用補助金交付(不交付)決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当し、この要綱の規定に違反すると認められた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の取消しをした場合において、申請者に対し、すでに補助金の全部又は一部を交付しているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

葉山町風水害時宿泊施設利用補助金事前登録申請書

年 月 日

葉山町長 殿

申請者

住 所 葉山町

氏 名

電話番号

メールアドレス

葉山町風水害時宿泊施設利用補助金の事前登録をしたいので、葉山町風水害時宿泊施設利用補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、私は、町税の納付状況の確認のために葉山町職員が私の世帯の課税台帳等について、調査し、照会し、又は閲覧することを承諾します。

同一世帯や日常的な介護者で同行避難をする者		
住まいの要件	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域内	<input type="checkbox"/> 洪水浸水想定区域内
	<input type="checkbox"/> 高潮浸水想定区域内	<input type="checkbox"/> その他
住まいの形態	<input type="checkbox"/> マンション等鉄筋コンクリート造（ 階）	
	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造以外（ ）	

第2号様式（第5条関係）

葉山町風水害時宿泊施設利用補助金に係る補助金対象者登録（不登録）通知書

年 月 日

様

葉山町長



年 月 日付で申請のありました葉山町風水害時宿泊施設利用補助金について、次のとおり通知します。

1 登録

事前登録番号		
同一世帯や日常的な介護者で同行避難をする者		
備考		

2 不登録

理由
----

第3号様式（第6条関係）

葉山町風水害時宿泊施設利用補助金交付申請書

年 月 日

葉山町長 殿

申請者

住 所 葉山町

氏 名

電話番号

メールアドレス

葉山町風水害時宿泊施設利用補助金の交付を受けたいので、葉山町風水害時宿泊施設利用補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請内容に不正があった場合は補助額の全額返還に同意するとともに、補助金の交付決定に必要なときは、申請者区分の資格、住民基本台帳の閲覧、世帯の課税台帳及び宿泊施設への支払い内容等の確認をすることを了承します。

1 事前登録番号等

事前登録番号	
申請者区分	<input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 要介護者
同一世帯や日常的な介護者で同行避難をした者	

2 振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・( )		
	本店・支店・出張所・( )		
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

3 添付書類

- (1) 領収書（宿泊施設の名称及び宿泊期間が分かるもの。原本に限る。）
- (2) 葉山町風水害時宿泊施設利用補助金に係る宿泊証明書（様式第4号）又は宿泊施設所定の様式による宿泊証明書
- (3) 振込先が確認できるもの（通帳の写しなど）

4 その他

事前登録をしていない者は、申請者区分の該当する箇所に☑を記載してください。

第4号様式（第6条関係）

葉山町風水害時宿泊施設利用補助金に係る宿泊証明書

年 月 日

葉山町長 殿

施設名称

住 所

電話番号

次のとおり当ホテル・旅館に宿泊されたことを証明します。

宿泊日	年	月	日から	泊		
チェックイン	チェックイン	年	月	日	時	分
チェックアウト	チェックアウト	年	月	日	時	分
宿泊人数	人					
宿泊者氏名						
備考						

※本書に代えて、宿泊施設所定の様式でも構いません。

第5号様式（第7条関係）

葉山町風水害時宿泊施設利用補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

葉山町長



年 月 日付けで申請のありました葉山町風水害時宿泊施設利用補助金について、次のとおり交付（不交付）することに決定しましたので、葉山町風水害時宿泊施設利用補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

1 交 付

事前登録番号		
申請者区分	<input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 要介護者	
同一世帯や日常的な介護者で同行避難をした者		
交付額	円	

2 不交付

理由
----